

年次有給休暇日数表

就業規則 第36条

職員は、採用の日から起算した年次ごとに全労働日の8割以上出勤した場合、勤務年数に応じた別表の日数の年次有給休暇を取得することができる。

2 年次有給休暇は、次のいずれかの方法により取得するものとする。

- ① 1日単位
- ② 半日単位

ただし、半日単位で年次有給休暇を取得することができる職員は、常勤職員、給与の支払いが月給又は日給の嘱託職員及び給与の支払いが日給の準職員とする。

別表

所定労働日数 (年間所定労働日数)	勤続年数(年)						
	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
	付与日数						
所定労働時間が週30時間以上の者	10	11	12	14	16	18	20
4日(169日～216日)	7	8	9	10	12	13	15
3日(121日～168日)	5	6	6	8	9	10	11
2日(73日～120日)	3	4	4	5	6	6	7
1日(48日～72日)	1	2	2	2	3	/	

年間休日日数

就業規則 第26条

休日は、毎年1月1日から12月31日における年間の総休日日数を122日となるように勤務割に示す。

ただし、特定の日における所定労働時間が8時間より短い勤務日が複数日ある者については70日とする。

2 固定休日は、各事業場に共通して休日とする日をいい、52日とする。

- ① 日曜日 52日

ただし、日曜日を固定休日と定めることに適さない事業所においては本項は適用しない。

3 指定休日は、事業場毎に定める休日をいい、各事業場とも次の基準に従い、70日の範囲内で、勤務割に具体的な休日を特定して示すものとする。

ただし、前項ただし書きに該当する事業所においては、年間の総休日日数が122日となるように勤務割に示すこととする。この場合においては、日曜日を週の初めとした1週間の内に、必ず1日の休日を設けなければならない。

- ① 土曜日に相当する日数 52日
- ② 国民の祝日(土日、年末年始との重複除く)に相当する日数 15日
- ③ その他調整休日(年末年始・夏休みに相当する日数) 3日

4 業務の都合により法人が必要と認める場合には、事前に通知して、あらかじめ定めた休日を同一週内の他の日に振り替えることがある。